

真岡めばえ保育園運営規程（重要事項説明書）

（総 則）

第1条 社会福祉法人 愛の郷福祉会が設置経営する真岡めばえ保育園（以下「当園」という。）の運営についての重要事項は、この規程に定めるところによる。

- (1) 名称 真岡めばえ保育園
- (2) 所在地 栃木県真岡市八木岡 250-1

（施設の目的）

第2条 当園は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする。

（運営の方針）

第3条 当園の運営方針は、次のとおりとする。

- (1) 望ましい人間形成の基礎づくりのため、社会・経済・文化およびその他あらゆる分野の活動に参加する機会を与える。
- (2) 環境・年齢および心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供してゆく。

（提供する保育の内容）

第4条 当園の保育内容は、保育所保育指針によるものとする。また、園児の心身の状況等に応じて、次に掲げる保育その他の便宜の提供を適切に行うものとする。

- (1) 保育の提供
- (2) 給食の提供
- (3) その他保育に係る行事等
- (4) 延長保育事業
- (5) 一時保育事業
- (6) 障がい児保育

（職 員）

第5条 当園には、次の職員を置く。

ただし、員数については、基準を下回らない範囲で増減することがあり、運営上必要と認めるときは、その他の職種を配置することができる。

- (1) 施設管理者 1 名
- (2) 園 長 1 名

- (3) 事務員 1 名
- (4) 主任保育士 1 名
- (5) 保育士 21 名
- (6) 保育助手 1～2名
- (7) 庶 務 1 名
- (8) 嘱託医 2 名

(職務内容)

第 6 条 当園の職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設管理者
法人施設の運営管理全般
- (2) 園 長
職員の指揮監督
- (3) 事務員
保育所の運営管理に必要な事務処理、契約事務、経理事務
- (4) 主任保育士
保育士間の業務調整、保育向上のための技術指導、指導計画・特別行事計画の作成
指導、保健衛生に関する計画策定と指導、給食業務の監督
- (5) 保育士
入園児の保育業務と保護者との連絡調整、遊具の安全点検
- (6) 保育助手
保育士の助手
- (7) 庶 務
施設内外の環境整備
- (8) 嘱託医
入園児の健康診断、入園児及び職員の健康相談、園内外の衛生管理に関する助言指導

(開園・休園日)

第 7 条 当園の休園日は次のとおりとし、その他は開園日とする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日
- (3) 年末年始

(4) その他園が必要と認めた日

(開園・閉園時間)

第8条 当園の開園時間は次のとおりとする。

(1) 平日

午前7時00分から午後8時00分まで

(2) 土曜日

午前7時00分から午後8時00分まで

(保育時間)

第9条 当園の保育時間は原則として、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間・平日

午前7時30分から午後6時30分まで

(2) 保育短時間・平日

① 午前8時から午後4時まで

② 午前8時30分から午後4時30分まで

③ 午前9時から午後5時まで

④ 午前9時30分から午後5時30分まで

(3) 保育標準時間・土曜日

午前7時30分から午後6時30分まで

(4) 保育短時間・土曜日

① 午前8時から午後4時まで

② 午前8時30分から午後4時30分まで

③ 午前9時から午後5時まで

④ 午前9時30分から午後5時30分まで

(保育料)

第10条 当園の保育料（利用者負担額）は、入園児の居住する市町村が定める額とし、市町村が徴収する。

2 当園は、特定教育・保育の質の向上を図るため、別記1に掲げる費用を徴収する。

(利用定員)

第11条 当園の利用定員は、120名とし、内訳は次のとおりとする。

(1) 乳児 15名

(2) 満3歳に満たない幼児 37名

(3) 満3歳以上の幼児 68名

(入 園)

第12条 当園に入園する際は、子ども・子育て支援法の規定により入所児の居住する市町村から支給認定及び利用調整を受けるものとする。

(退 園)

第13条 園長は、次の各号に該当するときは、市町村に報告し、その指示を得て退所させることができる。

- (1) 保護者が退園を申し出たとき。
- (2) 入園児が長期にわたり入院し、退院の見込がないとき。
- (3) その他、入園を継続することが適当でないとき。

(平等な取扱い)

第14条 入園児の保育にあたっては、児童福祉法の理念に基づき心身ともに健やかに育成されるよう努めるとともに、入園児の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしない。

(給 食)

第15条 給食は、できる限り変化に富んだ献立とし、入園児の健全な発育に必要な栄養量を含むものとする。

- 2 給食は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法については、栄養並びに入園児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとする。
- 3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行う。
- 4 給食は業務委託とする。(株 日本栄養給食協会)

(健康管理)

第16条 入園児には、入園時の健康診断及び少なくとも1年に2回の定期健康診断を実施し、その記録を保管しておく。

- 2 職員の健康診断は年1回以上、調理員等給食関係者の検便は毎月実施するものとする。
なお、乳児担当保育士にあっても、毎月検便を実施するものとする。
- 3 入園児の疾病・傷病等で急を要するときは、緊急に医療機関に搬送し、手当を受けさせるとともに、その旨を保護者及び市町村長に速やかに報告する。

(入園児の生活)

第17条 当園の構造設備は、採光、換気等入園児の保健衛生を考慮したものとし、危険防止に十分な処置を講じる。

2 入園児の使用する居室、便所、衣類、寝具、食器等については、常に清潔に保つようにするため、次のことに留意する。

(1) 居室、便所は毎日清掃し、定期的に消毒する。

(2) 食器等は、使用後よく洗い、十分に消毒する。

(保護者との連絡)

第18条 当園の園長は、入園児の行動や生活、健康状態等について、常に保護者との連絡を図り相互の緊密な意思疎通を図るよう努めるものとする。

(地域との交流)

第19条 当園の園長は、常に地域との交流に努め、保育所に対する理解と協力を得ることにより、入園児が社会の一員として健全に育成されるよう努めるものとする。

(緊急時対応)

第20条 当園の緊急時における対応は、次のとおりとする。

(1) 入園児に急な病状変化があった場合は、直ちに保護者が指定する医療機関に連絡を取り、保護者にも状況を報告する。

(2) 入園児が事故にあった場合は、直ちに救急医療機関に連絡を取り、保護者にも状況を報告する。

(非常災害対策)

第21条 当園の園長は、震災、風水害、火災その他の非常災害に備えるため、計画的な防災訓練と設備改善を図り、入園児の安全に対して万全を期すものとする。

2 前項の訓練のうち、避難訓練及び消火訓練については、少なくとも毎月1回行うものとする。

(虐待防止)

第22条 当園は、児童虐待防止法の定めるところにより、不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や児童相談所等関係機関と連携し、適切な対応を図るものとする。

(秘密保持と個人情報の取扱い)

第23条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなくその業務上知りえた利用子

ども又はその家族の秘密を漏らしてはいけない。

- 2 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。（同意書については、別記2のとおり）

（苦情解決）

第24条 当園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

- 2 当園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 当園は、市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力すると共に、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 当園は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

（賠償責任保険の加入状況）

第25条 以下の賠償責任保険に加入している

- ・東京海上日動火災保険（株）
- ・AIG損害保険（株）

（記録の整備及び保存）

第26条 当園は、次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 保育の提供に当たっての計画
 - (2) 提供した保育に係る記録
 - (3) 虚偽その他不正な行為による保育の利用に関する通知に係る記録
 - (4) 苦情内容等の記録
 - (5) 事故の状況及び事故に際して執った処置についての記録
- 2 当園は、前項各号に規定するものの他、諸記録を整備し、保存するものとする。
 - 3 前2項の規定により整備した記録であって、保存期間が満了したものについては、個人情報保護に関する法律その他の法令に基づき、適切に破棄するものとする。

（その他の事項）

第27条 この規程に定めるもののほか、当園の運営に必要な事項は、園長がその都度定める。

(改 正)

第28条 この規程を改正するときは、理事会の議決を経るものとする。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

令和3年4月1日 一部変更（認可定員の変更等）

令和4年4月1日 一部変更・追加

同意書について

特定教育・保育提供開始の同意書			
私は「入園のしおり」に基づき、重要事項の説明書を受け、あらかじめ、真岡めばえ保育園の特定教育・保育の提供の開始について、同意しました。			
真岡めばえ保育園 園長 石塚 隆 様			
令和 年 月 日			
保護者住所			
保護者氏名			
児童名			
児童から見た続柄			

個人情報使用の同意書			
私は、特定教育・保育の提供に際して、利用児童及びその保護者に係る個人情報について、下記の目的のために、必要最小限の範囲内において使用することに 同意します。			
同意しません。			
・ 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう卒園に当たり、入学する予定の小学校との間で、その情報を共有すること。 ・ 他の特定教育・保育施設へ転園する場合において、他の施設との間で必要な連絡・調整を行うこと。 ・ 救急時において、病院その他の関係機関に対し、必要な情報提供を行うこと。 ・ ホームページ・園だよりやクラスだより等への記載。 ・ 新聞やケーブルテレビ等への情報提供。			
等々			
真岡めばえ保育園 園長 石塚 隆 様			
令和 年 月 日			
保護者住所			
保護者氏名			
児童名			
児童から見た続柄			